



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 36

May 2019

【会計・監査／税務Topic ③】
税務情報（2019. 2-3）

kpmg.com/jp



税務情報 (2019.2-3)

KPMG税理士法人

本稿は、2019年2月から2019年3月に財務省・国税庁等から公表された税務情報及びKPMG税理士法人のウェブサイトに掲載したKPMG Japan tax newsletter及びKPMG Japan e-Tax Newsの情報をまとめてお知らせするものです。

I. 2019年度税制改正

1. 2019年度税制改正法案の成立及び政省令の公布

3月27日、第198回通常国会において2019年度税制改正に係る以下の3つの法案が可決・成立しました。また、3月29日、これらの改正法が関連政省令とともに公布されました。

■ 所得税法等の一部を改正する法律案

https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/198diet/index.htm

■ 地方税法等の一部を改正する法律案

http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/k_houan.html

■ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案

http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/k_houan.html

■ 官報平成31年3月29日 特別号外第5号

<https://kanpou.npb.go.jp/20190329/20190329t00005/20190329t000050000f.html>

【上記に関するe-Tax News】

[KPMG Japan e-Tax News No. 168 \(2019年3月27日発行\)](#)
(日本語)

[KPMG Japan e-Tax News No. 168 \(2019年3月27日発行\)](#)
(英語)

【主な改正項目の概要をお知らせするKPMG Japan tax newsletter (2018年12月19日発行)】

[2019年度税制改正大綱 \(日本語\)](#)

[Outline of the 2019 Tax Reform Proposals \(英語\)](#)

2. 税制改正関連法案の国会提出

2月15日、2019年度税制改正に関連する「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」が第198回通常国会へ提出され、経済産業省のウェブサイ

トに、これらの法律案やその概要、要綱及び新旧対照表等が掲載されました。

■ 「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました

<https://www.meti.go.jp/press/2018/02/20190215002/20190215002.html>

2019年度税制改正では、中小企業等経営強化法の改正を前提として、たとえば以下の改正が行われることとされています。

- 税制適格ストックオプションの適用対象者の範囲に、一定の中小企業者等が認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画（認定計画）に従って活用する社外高度人材（プログラマー・エンジニア、弁護士・税理士・会計士等）が追加されます。認定計画や社外高度人材の意義等の規定は、中小企業等経営強化法の改正案に含まれています。
- 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、事前防災を促進する観点から、防災・減災設備への投資に対する特別償却制度が創設されました。この制度の適用を受ける中小企業者は、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けることとされていますが、これらの計画や対象設備である事業継続力強化設備等の意義等の規定は、中小企業等経営強化法の改正案に含まれています。

II. 消費税

国税庁 — 「総額表示義務の特例措置に関する事例集」の改訂版等を公表

消費税法上、対消費者取引を行う事業者に対しては税込価格を表示することが義務付けられています（総額表示義務規定）が、「消

費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(消費税転嫁対策特別措置法)において、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)が講じられていることを要件に、2013年10月1日から2021年3月31日までの間、総額表示義務規定を停止する特例措置が設けられています。

2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられると同時に軽減税率制度が導入されることを踏まえ、国税庁は4月1日、以下の通達を3月29日付で改正するとともに「総額表示義務の特例措置に関する事例集」の改訂版を公表しました。

- 「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の取扱い及び課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置の取扱いについて」の一部改正について(法令解釈通達)

<http://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/kaisei/190329/pdf/001.pdf>

- 総額表示義務の特例措置に関する事例集(税抜価格のみを表示する場合などの具体的事例)(平成27年4月)(平成31年3月改訂)

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/sogakuhyojigimu.pdf>

また、総額表示義務の特例措置の要件とされる誤認防止措置の考え方については、財務省が公表している消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン「総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方」において示されていますが、このガイドラインも3月29日付で改正されています。

- 消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン(総額表示義務の特例)について

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/20150401tenka.htm

【上記に関するe-Tax News】

KPMG Japan e-Tax News No. 169 (2019年4月2日発行)

III. 租税条約

1. モロッコとの租税条約 — 締結交渉開始

財務省は2月1日、日本国政府がモロッコ王国政府との間で、租税条約を締結するための交渉を2月4日より開始することを公表しました。

《財務省プレスリリース》

日本語: モロッコとの租税条約の締結交渉を開始します

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20190201ma.htm

英語: Negotiations for Tax Convention with Morocco will be Initiated

https://www.mof.go.jp/english/tax_policy/tax_conventions/press_release/20190201ma.htm

2. チュニジアとの租税条約 — 締結交渉開始

財務省は3月22日、日本国政府がチュニジア共和国政府との間で、租税条約を締結するための交渉を3月25日より開始することを公表しました。

《財務省プレスリリース》

日本語: チュニジアとの租税条約の締結交渉を開始します

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20190322tun.htm

英語: Negotiations for Tax Convention with Tunisia will be Initiated

https://www.mof.go.jp/english/tax_policy/tax_conventions/press_release/20190322tun.htm

IV. その他

1. 国税庁 — 文書回答事例「英国子会社がオランダ法人と行う合併の取扱いについて」を公表

国税庁は3月7日、イギリスのEUからの離脱(Brexit)に関連した文書回答事例(2019年2月18日付)を公表しました。

- 英国子会社がオランダ法人と行う合併の取扱いについて

<http://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/bunshokaito/hojin/190218/index.htm>

【事実関係】

- 内国法人A社はイギリスに100%子法人であるB社を有しており、B社は欧州における販売拠点として傘下に販売子会社を有している。
- A社はオランダに新たに100%子法人であるC社を設立し、Brexitの前に、B社の現在の事業をオランダに移転する予定である。
- このB社の事業の移転は、C社を合併法人、B社を被合併法人

とする吸収合併により行う。

- 本件合併に伴い、B社の株主であるA社に対してはC社株式以外の資産は交付されない。
- 本件合併により、B社の合併直前の資産及び負債の全てをC社が引き継ぐ。
- A社は本件合併後においてC社の発行済株式の全てを継続して保有する見込みである。
- 本件合併は、EU域内の異なる国に所在する会社間での合併を司る欧州議会及び欧州理事会2005/56EC指令を受けた現地国法令であるイギリス及びオランダの各国内実施法を準拠法として行われる。

【本件合併の取扱い】

回答者である大阪国税局は、以下に示すように、本件合併が日本の法人税法上の合併に該当するものであることを認めたとうえで、法人税法の関係法令に照らして、(1)本件合併は適格合併に該当すること、(2)A社においてみなし配当の金額は生じないこと、(3)A社においてB社株式の譲渡損益は繰り延べられることを認めています。

- 法人税法上の合併は、日本の会社法を準拠法として行われる合併に限るとはされていないため、外国法令を準拠法として行われる法律行為及び異なる国に所在する法人間で行われる法律行為であっても、その法的効果が日本の会社法上の合併の本質的要素(消滅会社の権利義務の全部が存続会社に包括承継されること(包括承継)、消滅会社は清算手続を経ることなく自動的に解散して消滅すること(自動消滅))を具備し、日本の会社法上の合併に相当するものと認められる場合には、法人税法上の合併に該当するものとして取り扱うのが相当であると考えられる。
- 本件合併は、欧州議会及び欧州理事会2005/56EC指令に関するイギリス及びオランダの各国内実施法を準拠法として行われるものであり、包括承継及び自動消滅という法的効果が生じ、日本の会社法上の合併の本質的要素を具備すると認められるため、日本の法人税法上の合併に該当するものとして取り扱うのが相当であると考えられる。

2. 経済産業省 — 『「攻めの経営」を促す役員報酬～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引～』の改訂

経済産業省は、中長期の企業価値向上に対応する役員報酬プランの導入を促すため、『「攻めの経営」を促す役員報酬～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引～』を公表しています。

2017年4月に初版が公表された後、同年9月に第2版が公表されていましたが、2019年3月8日、下記のページにおいて新たな改訂版が公表されました。

- 『「攻めの経営」を促す役員報酬～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引～』を改訂しました

<https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190308001/20190308001.html>

第1章の『「攻めの経営」を促す役員報酬の概要』において、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」の改訂等を踏まえたページの追加・修正及び株式交付信託のスキーム図の追加等が行われました。

また、第2章の『株式報酬、業績連動報酬に関するQ&A』において、以下の改訂が行われています。

- 役員報酬に株式交付信託が用いられる場合の取扱いが、いくつかのQ&Aに加筆されたほか、Q16に「株式交付信託の税務上の取扱いについて教えてください。」というQ&Aが追加されています。
- 事前確定届出給与である株式報酬に相当するファントム・ストックを非居住者の役員に交付する場合の取扱いを整理したQ&Aなど、上記のQ16を含め全部で5つのQ&A(Q16、Q18、Q57、Q73及びQ76)が新設されています。
(このQ16のなかで、一般社団法人信託協会が国税庁等と協議して取りまとめた「役員向け株式交付信託に関する税務上の取扱い(平成31年2月)」^{※1}が紹介されています。なお、このQ&Aは、信託協会の「株式交付信託」^{※2}のページに掲載されています。)
- 既存のQ&Aについてもところどころ加筆修正が行われていますが、改訂された箇所は見え消し版(「II. 株式報酬、業績連動報酬に関するQ&A～平成28年度・平成29年度税制改正を踏まえて～」^{※3})で確認することができます。

※1 <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/026/201902/esop02.pdf>

※2 <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/corporation/kabushiki.html>

※3 <https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190308001/20190308001-2.pdf>

【上記1.及び2.に関するe-Tax News】

KPMG Japan e-Tax News No. 167 (2019年3月11日発行)

3. 経済産業省 — 「中堅・中小企業向け海外展開のための税制基礎資料」を公表

経済産業省は、中堅・中小企業の更なる海外展開を推進していますが、今後、より効率的な海外展開を行うためには、海外への進出・事業運営・撤退の各ステージにおいて、日本及び現地の税制、進出後のコンプライアンス要求等を正確に把握したうえで、最適な意思決定を行うことが重要となるという観点から、2019年1月～2月にかけて、海外展開に係る検討の一助となる情報提供を行うための税制基礎セミナーを開催しました。

このセミナーは、経済産業省の委託事業としてKPMG税理士法人が実施したものであり、以下のセミナー資料が経済産業省の「国際租税」*のページに掲載されました。

※ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/kokusaisozei.html

■ 中堅・中小企業向け海外展開のための税制基礎セミナー資料 (移転価格税制編)

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/chusho_zeisei_TP.pdf

■ 中堅・中小企業向け海外展開のための税制基礎セミナー資料 (主要各国の税制概要編)

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/chusho_zeisei_kakkokusido.pdf

これらの資料には、移転価格税制及び国際課税について、基本的な内容から実務上の論点まで網羅的かつ詳細にまとめられているほか、主要各国の税制の概要（法人所得税の課税方法、優遇税制措置及び税務調査のポイント等）も掲載されています。

4. 金融庁 — 恒久的施設（PE）に係る「参考事例集」の改訂版を公表

金融庁は4月1日、恒久的施設（PE）に係る「参考事例集」の改訂版（3月29日付）を以下のウェブサイトから公表しました。

■ 恒久的施設（PE）に係る「参考事例集」の一部改訂について

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20190322.html>

この「参考事例集」は、2008年度税制改正において独立代理人の規定が導入されたことを受け、国外ファンドと投資一任契約を締結し特定の投資活動を行う国内の投資運用業者が独立代理人に該当するかどうかの判定について、関係当局（財務省及び国税庁）との協議を経て、2008年6月27日に公表されたものです。

2018年度税制改正により、独立代理人の範囲の見直しが行われ

たことから、その改正の背景及び趣旨を踏まえ、関係当局との協議のうえ、改訂されています。

【上記に関するe-Tax News】

KPMG Japan e-Tax News No. 169（2019年4月2日発行）

税務コンテンツ

本稿でご紹介したKPMG Japan tax newsletterおよびKPMG Japan e-Tax Newsは、以下のウェブサイトからアクセスいただけます。

kpmg.com/jp/tax-topics

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

—————
KPMG 税理士法人
Info-tax@jp.kpmg.com

担当：大島 秀平、山崎 沙織、風間 綾、内藤 直子

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp

kpmg.com/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2019 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.